

兵庫県農業共済組合連合会が定めた果樹共済（なし）分割評価割合の基準

項目	着眼点	内 容	分割割合
樹体管理	適切な整枝、剪定が行われ、樹冠の中まで日当たりの良い状態になっているか	①剪定が行われ、新芽が適当に発生している。	0%
		②剪定があまり行われておらず、交叉枝、内向枝が多く、枝が交差している。	5%
		③棚下が暗く、剪定がほとんど行われていない。	10%
結実管理 (摘果)	適期に摘果され、樹体に応じた着果数になっているか	①普通の樹勢で10a当たり12,000果程度以下の着果になっている。	0%
		②普通の樹勢で10a当たり14,000果程度の着果になっている。	5%
		③普通の樹勢で10a当たり16,000果程度以上の着果になっている。	15%
病虫害防除 (注1)	有効な薬剤により、適期防除が実施されているか	①病気・害虫の防除が適切、効率的に実施されている。	0%
		②病気・害虫の防除がやや不適切で、効率的に実施されていない。	5%
		③病気・害虫の防除が不徹底で、樹体の被害並びに被害果が多い。	15%
		④病気・害虫の防除が不徹底で、樹体の被害並びに被害果がかなり多い。	25%
		⑤樹体の被害並びに被害果がかなり発生した病気・害虫に対する防除が全く行われていない。	50%
肥培管理 (施肥)	適切な施肥、除草が行われているか	①樹勢、葉色が良く、草生園では草丈が20センチ程度以内である。	0%
		②施肥不足により葉色が薄い、又は過剰施肥により葉色が濃く枝が伸びすぎになっている。草生園では草丈が20～50センチ程度である。	5%
		③施肥が行われておらず、葉色が悪く落葉が多い。除草がほとんど行われていない。	10%
鳥 獣 害 対 策	鳥獣害対策により被害の軽減に努めているか	①措置が適切に行われたため、被害の拡大は最小限に抑えられている。	0%
		②措置を行ったがやや不適切だったため、被害がやや拡大している。	5%
		③措置を行ったが不適切だったため、被害が拡大している。	10%
		④被害が予測されるのに措置を行わず、被害がかなり拡大している。	20%
		⑤被害が予測されるのに措置を行わず、被害がかなり拡大しておりかつ連続して被害を出している。	40%
		⑥被害が予測されるのに措置を行わず、被害がかなり拡大しておりかつ連続してほとんど収穫が見込めない。	50%
そ の 他	上記以外の共済事故以外の原因となる減収が認められるか	本欄は、上記の分割要素以外で加算する場合、又は上記の分割要素の分割割合において加算する場合に使用すること。その場合は適用理由を記入すること。	

(注1) 病虫害による被害が発生した場合は、損害評価野帳に病虫害防除日誌(写)を添付すること。

分割割合 合計
(100%超は100%止め)